

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定

この組合は、職員が仕事と生活の両立を図り、働きやすい職場環境を整備し、その能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年10月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容(実施時期)

① 管理職に占める女性労働者の割合を10%以上とする。

◆ 令和5年10月～

管理職となる世代で、負担・障壁となる「介護」などの、ライフイベントにかかる福利厚生制度の周知を行い、将来に向けた不安を取り除き、管理職への意欲をもたせる。

◆ 令和6年4月～

女性が長く働くための情報(キャリアプランや健康支援など)を提供する女性職員向けのセミナーを開催する。

◆ 令和8年4月～

男女問わず、対象となる職位や世代の職員(30代～40代)に対し、キャリア形成のための研修を実施する。

管理職においても働き方改革を推進し、管理職になった場合にも過度な負担がかからないよう、職場優先の意識について改革を行う(現行の管理職に対して研修の実施)。

② 年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

◆ 令和5年10月～

掲示板等により有給休暇取得促進を呼びかける。

◆ 令和6年4月～

リフレッシュ休暇の取得計画を作成させ、確実な取得を実現する。